

第1回令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会会議録

令和5年6月2日（金）10時30分～

委員長

定刻になりました。

会議に先立ちまして、お願いがございます。傍聴の皆様方、お手元の藤沢市教科用図書採択審議委員会の傍聴要領をよくご覧になって、各事項の遵守をくださいますようお願いいたします。

なお、この会議は公開でございます。審議の内容につきましては、議事録作成の都合上、録音をさせていただきます。

それでは、これより第1回令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を始めます。

私は、本審議委員会委員長を務めさせていただくことになりました瀧谷と申します。

不慣れではございますが、藤沢市の子どもたちのために、静ひつな環境の中で、公正に審議委員会を運営してまいりたいと存じます。審議委員会の皆様のご協力をお願いいたします。

また、本審議委員会規則第4条第3項に則り、職務代理者として宮崎委員を指名しております。宮崎委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

宮崎委員

職務代行者として責務を全うしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長

それでは宮崎委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、本審議委員会の次第に則って進めさせていただきます。次第をご覧ください。

次第2「会議録署名委員の指名について」に入ります。「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」第7条に基づき、会議

録署名委員の指名をいたします。

署名委員として、委員長の私自身と、ほかに繁里委員を会議録署名委員に指名させていただきたいと思いますが、繁里委員、よろしいでしょうか。

繁里委員 よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、会議録署名委員には、私と繁里委員ということで、よろしく願いいたします。

続きまして、次第3「資料について」に入ります。事務局から資料についての説明をしていただきます。事務局、よろしく願いいたします。

事務局 よろしく願いいたします。

それでは、資料の確認と説明をさせていただきます。ホチキス留めの資料1をご覧ください。

初めに、1ページ、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則です。これは本審議委員会の規則でございます。

続いて3ページ、令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針ですが、これは本年度の藤沢市教育委員会としての採択に係る方針を定めた資料でございます。

続いて5ページ、令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会委員名簿でございます。

6ページ、令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）です。

7ページ、令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針です。この中の10ページに、令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点のほかに、14ページ、令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点が含まれております。これらは、文部科学省の通知を受

けまして神奈川県を選定審議会を通して神奈川県教育委員会が通知したものです。教科書の調査研究の観点等が示されております。

次に、18ページ、教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）と、42ページ、令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）ですが、これは文部科学省より県に通知されました教科用図書採択に向けての方針でございます。

次に、もう一つのホチキス留め、こちらが資料2としております。こちらには、小学校用教科書目録（令和6年度使用）、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）がございます。そのほか小・特別支援学校の学習指導要領を用意しました。これは学校の教育課程の中心となるもので、文部科学省が作成し、教科書編修の根幹に当たる資料でもございます。お手元に配付させていただいております。

そのほか、サイドテーブルの資料でございます。まず、教科書編修趣意書ですが、これは文部科学省から作成を指示された教科書発行者が教科書を編修するに当たっての趣意をまとめたものです。そのほか、令和6年度使用小学校用教科用図書見本本を展示しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

次に、次第4に参ります。次第4「教育長から審議委員会委員長への諮問」です。

教育長 去る5月18日に行われました藤沢市教育委員会5月定例会におきまして、令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議についてを諮問をすることに決定をいたしましたので、それに基づきまして、本日、諮問をさせていただきます。

それでは、諮問文を読ませさせていただきます。

2023年（令和5年）6月2日

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は2023年（令和5年）5月18日の教育委員会会議において「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。また、英語の教科書については、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供される予定です。

そこで、貴審議委員会においては、「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行うとともに、英語については、デジタル教科書も考慮の一事項として、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。委員の皆様には、これからのご審議をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第5に参ります。次第5「議事」に入ります。

今年度の審議委員会の方針について、審議の都合上、あらかじめこちらで議案を用意してあります。

それでは、議案第1号、「令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）」について審議いたします。事務局に朗読していただきます。

事務局 それでは、お手元の議案をご覧ください。

議案第1号

令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）について

本審議委員会は、教育委員会の諮問に基づき、令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の方針を次のように定める。藤沢市立小学校・特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、次の観点に基づいて審議を行い、その内容を教育長に答申する。

1 基本的な考え方

- (1) 「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」に基づき審議する。
- (2) 令和6年度使用小学校用教科用図書の調査研究を学習指導要領に基づいて行わせるために、調査員を種目ごとに置き、調査資料を提出させる。
- (3) 「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき、調査研究した資料等を基に審議する。その内容を教育長に答申する。

2 審議委員会日程

(1) 令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会日程

- ア 令和5年6月から7月にかけて令和6年度小学校用教科用図書並びに令和6年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を3回行う。
- イ 第1回は、令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針等について審議する。
- ウ 第2回は、令和6年度使用小学校用教科用図書について審議する。
- エ 第3回は、令和6年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について審議する。

(2) 調査員作業日程

- ア 令和5年6月中に令和6年度使用小学校用教科用図書の調査研究のために、調査員をおき、作業を行わせる。
- イ 調査員作業では、調査研究方法の確認をし、令和6年度使用小学校用教科用図書見本等を基に調査研究を行わせ、調査資料を作成させる。

3 提出させる資料

- (1) 調査員による調査資料を審議委員会に提出させる。
- (2) 事務局に各小学校長からの令和6年度使用小学校用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (3) 事務局に該当校長からの特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (4) 事務局に各小学校移動展示時と藤沢市役所分庁舎2階会議室展示時の教育関係者、児童生徒保護者並びに市民の意見・感想をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (5) 教科書目録、学習指導要領、令和6年度使用小学校用教科用図書見本、教科書編修趣意書、令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針（「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科

用図書調査研究の観点」及び「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」を含む)、教科用図書調査研究の結果を資料として使用する。

4 調査作業の時限非公開

- (1) 静ひつな調査研究の環境確保のため、調査作業及びその調査員氏名については非公開として行わせる。
 - (2) 審議の透明性を確保するため、調査員氏名については、調査作業後、審議委員会において公開する。
- 以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

 この議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。方針文が長いので、一つ一つ分けていきたいと思えます。

 まず、前文及び「1 基本的な考え方」についてまでは、いかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 ないようでしたら、次に、「2 審議委員会日程」についてはいかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 ではご意見ないようでしたら、次に、「3 提出させる資料」についてです。こちらについては、いかがでしょうか。

川島委員 確認をさせてください。(1)ですけれども、「調査員による調査資料を審議委員会に提出させる」と書かれています。(2)以降

は、事務局に何々をまとめさせという表現になっています。この(1)にはそれがありません。ということは、調査員がつくった調査資料は、各々の調査員からまとまっていない状態で見られるというふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長 今のご質問について、事務局のほうで、ご回答をお願ひできますでしょうか。

事務局 こちらが事務局として関わらせていただくこととなります。お願ひします。

川島委員 つまり、事務局が調査員に調査資料をまとめさせ、審議委員会に提出させるという読み取りでよろしいということですね。

事務局 そのとおりでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

では次に、「4 調査作業の時限非公開」についてですが、これについてはいかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 ではご意見、ご質問などほかにないようでしたら、原案どおりでよろしいということで構わないでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、そのほかに全体を通して、ほかにご質問やご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では、ないようですので、この方針でよろしいかどうか、改めましてご承認をいただけますでしょうか。

各委員 はい。

委員長 ありがとうございます。それでは、第1号議案、「令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針(案)」については承認されました。したがって、案の字をお取りください。ありがとうございます。

実質審議を第2回審議委員会にて行います。各委員におかれましては、本日の資料を参考に次回の審議委員会までの準備をお願いいたします。

それでは、次第6に参ります。次第6「第2回審議委員会の日程について」でございます。第2回審議委員会の開催日時ですが、7月6日木曜日午前9時から、藤沢市教育文化センターにて行いたいと考えております。この日程でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 ありがとうございます。それでは、審議の方針に従いまして、次回は、令和6年度使用小学校用教科用図書の審議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局のほうから何か連絡がありますでしょうか。

事務局 ご審議ありがとうございました。

審議委員の皆様におかれましては、審議における公正確保という点において、常に公正な立場でお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

委員長 委員の皆様、事務局の皆様、ありがとうございました。これ
をもちまして第1回令和6年度使用藤沢市教科用図書採択審議
委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

この会議の結果の記載に相違ないことを、確認する。

署名委員